

# 山梨県公報

第二千三百一十一号

平成二十五年

四月一日

月 曜 日

## 目次

行政書士法に基づく指定試験機関の名称の変更	二四一
保安林の指定の解除の予定	二四一
道路の区域変更(三件)	二四一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除(二件)	二四二
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	二四三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)	二四四
甲府都市計画道路事業の施行について	二四五
開発行為に関する工事の完了について(二件)	二四五
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	二四六

## 告示

**山梨県告示第四百一十一号**  
 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の四第一項の規定により、財団法人行政書士試験研究センターから名称を変更しようとする旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。  
 平成二十五年四月一日

一 変更しようとする事項  
 山梨県知事 横 内 正 明

変更事項	変更前	変更後
指定試験機関の名称	財団法人行政書士試験研究センター	一般財団法人行政書士試験研究センター

二 変更しようとする年月日  
 平成二十五年四月一日

### 山梨県告示第四百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 平成二十五年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 解除に係る保安林の所在場所  
 笛吹市石和町上平井字午新田一〇七八の二(次の図に示す部分に限る。)、一宮町坪井字北権現堂一八八四の四・一八八四の五・一八八七の一・一八八七の五・一八八八の一・一八八八の二・一八八八の四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、一八八四の七、一八八四の二三、一八八七の六、一八八七の一
  - 保安林として指定された目的  
 公衆の保健
  - 解除の理由  
 公園用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この公告の日から平成二十五年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 県道
- 路線名 茅野北杜葺崎線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)

山梨県告示第百四十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年四月一日

区	間	旧		新
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
山梨県知事 横内正明	大月市大月二丁目字下原一八四番の五地先から 大月市大月二丁目字下原一八五番の一地先まで	四・三	一一・二	六・九
		二四五八・六	二六八五・〇	三三三・五
山梨県知事 横内正明	大月市大月二丁目字下原一八四番の五地先から 大月市大月二丁目字下原一八五番の一地先まで	六・九	二六八五・〇	六・九
		二六八五・〇	二六八五・〇	三三三・五
山梨県知事 横内正明	大月市大月二丁目字下原一八四番の五地先から 大月市大月二丁目字下原一八五番の一地先まで	六・九	二六八五・〇	六・九
		二六八五・〇	二六八五・〇	三三三・五

山梨県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年四月一日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区	間	旧		新
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
山梨県知事 横内正明	北都留郡小菅村字棚沢二九四五番の一地先から 北都留郡小菅村字棚沢二九三七番の三地先まで	九・九	四〇・五	八・七
		四〇・五	九九・〇	一八・八
山梨県知事 横内正明	北都留郡小菅村字棚沢二九四五番の一地先から 北都留郡小菅村字棚沢二九三八番の一地先まで	八・七	一一〇・〇	八・七
		一一〇・〇	一一〇・〇	一八・八

山梨県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年四月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金山大月線
- 三 道路の区域

区	間	旧		新
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
山梨県知事 横内正明	大月市大月二丁目字下原一八四番の五地先から 大月市大月二丁目字下原一八五番の一地先まで	三・七	一一三・五	八・一
		一一三・五	一〇〇九・九	四四・四
山梨県知事 横内正明	大月市大月二丁目字下原一八四番の五地先から 大月市大月二丁目字下原一八五番の一地先まで	八・一	五六五・四	八・一
		五六五・四	五六五・四	四四・四

山梨県告示第百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項及び第八条第八項の規定により、平成二十一年山梨県告示第百六十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の一部について、次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十五年四月一日

- 一 土砂災害警戒区域の指定を解除する区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
大月市	宮谷 2 蛇骨沢川 1	急傾斜地の崩壊 土石流	次の図のとおり (図面省略)

二 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示
大月市	宮谷 2 蛇骨沢川 1	急傾斜地の崩壊 土石流	次の図のとおり (図面省略)

山梨県告示第四百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項及び第八条第八項の規定により、平成十八年山梨県告示第五百十八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の一部について、次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域の指定を解除する区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
南部町	杉山	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

二 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示
南部町	杉山	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年三月二十一日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人山梨県相続成年後見協会
    - 2 代表者の氏名 後藤貴仁
    - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市
    - 4 定款に記載された目的
- この法人は、地域で暮らす人々に対して、相談会などの活動を通じ、相続、遺言、成年後見などに関する諸制度の必要性や重要性を啓蒙し、適切な活用促進や支援などを行い、我が国の超高齢化社会をとりまく様々な人々に対応した、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年三月二十五日から同年五月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年三月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人甲州市観光ボランティアガイドの会
  - 2 代表者の氏名 宿澤 文隆
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上塩後五十六番地一
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、観光客の観光目的が多様化する中で、甲州市を訪れる観光客に対し、甲州市の歴史・文化及び自然・景観などの観光資源を積極的にアピールし案内するとともに、地元の青少年に対し、甲州市の既成の伝統文化を傳承し郷土に誇りを持つた人材の育成を図り、市民参加の「まちおこし」活動に取り組むなかで、地域の魅力や価値を観光客に伝え、観光立市の一翼を担い、地元経済の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年三月二十五日から同年五月二十四日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年三月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社田中工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平七百十番地二
  - 3 代表者の氏名 田中七郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第四三四一四号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年二月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十五年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年三月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 吉高工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町高住五百十九番地
  - 3 代表者の氏名 望月二郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第四八四六号
- 四 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年三月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年三月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社小林工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市田野倉八百三十八番地
  - 3 代表者の氏名 小林千津子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二四）第七〇六号
- 四 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年三月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年四月一日



富士吉田市上吉田九百六十七番地四 株式会社アルス 代表取締役 渡邊 正典

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 南都留郡富士河口湖町小立字上沢間五六九九の一、五六九九の二、五六九九の三、五六九九の五、五七〇〇、五七〇一、五七〇二、五七〇三、五七〇四、五七〇五、五七〇七、五七〇八、五七〇九、五七一〇、五七一〇、五七一〇、五七一三の二、水及び道の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡富士河口湖町小立五千六百九十九番一 学校法人二十一世紀平和の灯国際文化学園 理事長 庄司 エレナ

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 警察総合相談及び警察安全相談に関すること。

第三条の三を削り、第三条の四を第三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（県民広報相談センター）

第三条の四 総務課に県民広報相談センターを附置する。

2 県民広報相談センターにおいては、第三条第六号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第十条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰

り上げる。

第十条の二第二項中「前条第一号から第四号まで及び第十号」を「前条第一号から第三号まで及び第九号」に改める。

第十条の三第二項中「第十条第五号及び第八号」を「第十条第四号及び第七号」に改める。

「捜査第一課

捜査第二課

第十二条中「四課及び一所」を「四課、一所及び一隊」に改め、

組織犯罪対策課

鑑識課

「捜査第一課

捜査第二課

組織犯罪対策課

鑑識課

科学捜査研究所

機動捜査隊

第十三条の三を削り、第十三条の四を第十三条の三とし、第十三条の五を第十三条の四とし、第十三条の六を第十三条の五とする。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（機動捜査隊）

第十四条の三 機動捜査隊（以下「機捜隊」という。）においては、次の事務をつかさどる。

一 機動捜査に関すること。

二 初動捜査に関すること。

三 広域機動捜査に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

第二十二条第一項中「科学捜査研究所」の下に、「機捜隊」を加え、「音楽隊」を削り、「被疑者取調べ監督室」の下に、「県民広報相談センター」を加え、「犯罪捜査支援室、機捜隊」を、「犯罪捜査支援室」に改める。

第二十三条第一項中「副所長を」の下に、「機捜隊」を加える。

第二十三条の二の見出しを「（次長等）」に改め、同条第一項中「音楽隊」を削り、「被疑者取調べ監督室」の下に、「県民広報相談センター」を加え、「機捜隊」を削る。

第三十七条第一項中「四五八人」を「四五九人」に、「四七三人」を「四七四人」に、

「四八八人」を「四八九人」に、「一、六五六人」を「一、六五九人」に、「一、九五二人」を「一、九五五人」に改め、同条第二項中「五八九人」を「五九二人」に、「七八〇人」を「七八三人」に、「一、六五六人」を「一、六五九人」に、「一、九五二人」を「一、九五五人」に改める。

別表第一総務の部を次のように改める。

総務	秘書	秘書	庶務・企画
公安委員会補佐室	公安委員会補佐	公安委員会補佐	公安委員会補佐
被疑者取調べ監督室	取調べ監督	取調べ監督	取調べ監督
県民広報相談センター	広聴・広報	広聴・広報	広聴・広報
音楽隊	音楽隊	音楽隊	音楽隊
警察安全相談	警察安全相談	警察安全相談	警察安全相談

別表第一捜査第一の部機動捜査隊の款を削り、同表科学捜査研究所の部の次に次のように加える。

機動捜査隊	(副隊長)	庶務
		機動捜査第一
		機動捜査第二
		機動捜査第三

別表第二甲府警察署の部警務の項中

犯罪被害者支援

を

犯罪被害者支援  
警察安全相談

に改め、同部生活安全の項中

安全相談

を削り、同表南甲府警察署の部

警務の項中

犯罪被害者支援

を

犯罪被害者支援  
警察安全相談

に改め、同部生活安全の

項中

安全相談

を削り、同表南アルプス警察署の部警務の項及び葦崎警察

署の部警務の項中

犯罪被害者支援  
留置管理

を

犯罪被害者支援  
警察安全相談  
留置管理

に改め、同表葦崎

警察署の部生活安全の項中

安全相談

を削り、同表北杜警察署の部警務の

項、歙沢警察署の部警務の項及び南部警察署の部警務の項中

警務  
警備

を

に改め、同表笛吹警察署の部警務の項中

犯罪被害者支援  
留置管理

警務  
警察安全相談  
警備

を  
 犯罪被害者支援  
 警察安全相談  
 留置管理

に改め、同部生活安全の項中

安全相談

を削

り、同表日下部警察署の部警務の項及び富士吉田警察署の部警務の項中

支援

を  
 犯罪被害者支援  
 警察安全相談  
 留置管理

に改め、同表富士吉田警察署の部生活安全の項中

安全相談

を削り、同表大月警察署の部警務の項中

犯罪被害者支援  
 留置管理

を  
 犯罪被害者支援  
 警察安全相談  
 留置管理

に改め、同表上野原警察署の部警務の項中

警務  
 警備

を  
 犯罪被害者支援  
 警察安全相談  
 警備

に改める。

別表第三 躰沢警察署の部市川大門交番の項中「高田、下芦川、三帳、高萩、袋、中山及び畑熊」を「及び高田」に改め、同部上野警察官駐在所の項中「及び大塚」を「大塚、下芦川、三帳、高萩、袋、中山及び畑熊」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - (山梨県警察国有物品管理規則の一部改正)
  - 2 山梨県警察国有物品管理規則(昭和三十九年山梨県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二中「機動隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」を「機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊」に改める。